

行橋市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年6月11日

行橋市長 工藤政宏

行橋市規則第35号

行橋市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

行橋市国民健康保険税条例施行規則（昭和62年行橋市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

行橋市 国民健康保険税
納税通知書兼納付書

--

コンビニエンスストアでのお支払いの際は、お支払いされる単票の納付書のみ店舗へお持ちください。封筒をそのまま提出又は納付書をまとめて提出されるとお取り扱いできません。

納税義務者	通知書番号

●納付場所

- | | |
|------------|--------------------------|
| ○福岡銀行 | ○九州労働金庫 |
| ○西日本シティ銀行 | ○北九州銀行 |
| ○福岡中央銀行 | ○九州内のゆうちょ銀行又は郵便局(沖縄県を除く) |
| ○福岡ひびき信用金庫 | ○納付書裏面記載のコンビニエンスストア等 |
| ○田川信用金庫 | ○行橋市役所 |
| ○福岡県農業協同組合 | |

●問合せ先

〒824-8601
福岡県行橋市中央一丁目1番1号
行橋市役所 税務課
TEL(代表) 0930-25-1111

●お願い

- ①誤字がありましたらおわび申し上げます。
なお、その場合は左記までご連絡をお願いいたします。
- ②住所を変更したときは、ご連絡ください。
- ③納税通知書の内容等、ご不明な点はお問い合わせください。

(裏)

1. 賦課の根拠

地方税法第703条の4及び行橋市国民健康保険条例第1条の規定により国民健康保険の被保険者である世帯主（擬制世帯主を含む。）に対し、表記のとおり国民健康保険税が課せられます。

2. 賦課期日

当該年度の4月1日（ 年4月1日）現在であります。

なお、年度途中に納税義務が発生又は消滅した納税者に対しては月割で賦課しています。

3. 税率等

基礎課税額（医療給付費分）

- | | | |
|-------|-----------|----------|
| ① 所得割 | 課税標準額に対し | 5.55/100 |
| ② 均等割 | 被保険者1人当たり | 25,600円 |
| ③ 平等割 | 1世帯当たり | 25,700円 |

後期高齢者支援金等課税額（支援金分）

- | | | |
|-------|-----------|----------|
| ① 所得割 | 課税標準額に対し | 2.89/100 |
| ② 均等割 | 被保険者1人当たり | 10,700円 |
| ③ 平等割 | 1世帯当たり | 10,500円 |

介護納付金課税額（介護納付金分）

- | | | |
|-------|-----------|----------|
| ① 所得割 | 課税標準額に対し | 2.35/100 |
| ② 均等割 | 被保険者1人当たり | 10,700円 |
| ③ 平等割 | 1世帯当たり | 5,200円 |

子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）

- | | | |
|-------|-----------|----------|
| ① 所得割 | 課税標準額に対し | 0.27/100 |
| ② 均等割 | 被保険者1人当たり | 1,044円 |
| ③ 平等割 | 1世帯当たり | 1,031円 |

4. 所得割の課税標準額

賦課期日の属する年の前年の1月から12月中の合計所得金額から43万円（基礎控除）を控除した金額が課税標準額になります。

行橋市

国民健康保険税 納税通知書

本年度の国民健康保険税を本書のとおり通知します。

印

納税義務者氏名		通知書番号		1段目:医療分 2段目:支援金分 3段目:介護分 4段目:子ども分							
課税標準所得額 円	税率 %	所得割額 (イ)円	課税標準資産額 円	税率 %	資産割額 (ロ)円	人数	均等割額 (ハ)円	平等割額 (ニ)円			
単身世帯 平等割額 円	産前産後 軽減額 円	軽減額 (ホ) 均等割額 円 平等割額 円		限度超過額 円	月割増減前 年 税 額 円	月割増減額 円	減 免 額 円	年 税 額 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-(ホ) (①+②) 円			
								合 計			
								内 訳	医療分		
									支援金分		
									介護分		
									子ども分		
普通徴収 保険税額	期 別	1 期	2 期	3 期	4 期	特別徴収 保険税額	月	税 額			
	税 額	円	円	円	円		円	円	円		
	納 期 限										
	期 別	5 期	6 期	7 期	8 期						
	税 額	円	円	円	円		円	円	円		
	納 期 限										
	合 計	額 ①					円	合計額②	円		
							円		円		

※子ども分において、均等割額(ハ)に18歳以上均等割額(39円)を、軽減額(ホ)の均等割額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

(裏)

5. 税額の軽減

地方税法第703条の5及び行橋市国民健康保険条例第22条の規定により、当該世帯については、被保険者均等割及び世帯別平等割額が軽減されます。

6. この賦課について不服がある場合

この賦課について不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この賦課(税額)の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

7. 納期限までに税金を完納しなかった場合

- (1) 納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント以内(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント以内)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
なお、督促状を発送したときは、督促手数料として100円徴収いたします。
- (2) 督促を受け、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに、税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

[illegible]

☆印は擬制世帯主の期間です。

★印は後期高齢者医療保険の加入期間です。

未就学児 未就学児の期間は、均等割保険税が半額となります。

※申告区分欄に『未申告』と記載のある方は、税務課市民税係で前年の1月から12月までの収入等の申告をしてください。
 なお、国保加入者（擬制世帯主を含む。）のなかに1人でも未申告の方がいる場合は、所得部分の軽減制度の判定を行うことができませんのでご注意ください。



通知書番号	
被保険者番号	

年 月 日

市長

印

	更正前	更正後	増減
決定 保額税	円	円	円

この通知書は、 年 月 日時点の情報により
算定しています。

※ 試験明細は次頁のとおり。

(単位：円)

普通徴収		期別納付額		(単位:円)	
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第1期	年 月 日				
第2期	年 月 日				
第3期	年 月 日				
第4期	年 月 日				
第5期	年 月 日				
第6期	年 月 日				
第7期	年 月 日				
第8期	年 月 日				
繰上	年 月 日				

※下記口座から振替させていただきます。

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人
納組コ一下
納組名称

※下記年会金から天引きさせていただきます

(単位：円)

特 別 徴 収		月 別 納 付 額			
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
4月	年 月 日				
6月	年 月 日				
8月	年 月 日				
10月	年 月 日				
12月	年 月 日				
2月	年 月 日				

(来年度の仮徴収のご案内)

来年度の4月、6月、8月は、特別徴収仮徴収額として、上記2月の特別徴収額と同額が天引きされます。

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

保険料納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは
裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉

国民健康保険税決定の明細

通知番号

被保険者番号

(単位:円)

試算明細		更正前	更正後	増減	
医療分	所得割額	基礎額 × %			
	資産割額	基礎額 × %			
	均等割額	被保険者数 × 円	人	人	人
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
	増減調整額				
	条例減免額				
	減免額				
(A) 医療分保険税額					
支援金分	所得割額	基礎額 × %			
	資産割額	基礎額 × %			
	均等割額	被保険者数 × 円	人	人	人
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
	増減調整額				
	条例減免額				
	減免額				
(B) 支援金分保険税額					
介護分	所得割額	基礎額 × %			
	資産割額	基礎額 × %			
	均等割額	被保険者数 × 円	人	人	人
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
	増減調整額				
	減免額				
	(C) 介護分保険税額				
子ども分	所得割額	基礎額 × %			
	資産割額	基礎額 × %			
	均等割額	被保険者数 × 円	人	人	人
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
	増減調整額				
	条例減免額				
	減免額				
(D) 子ども分保険税額					
決定保険税額(A)+(B)+(C)+(D)					

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。